

# 佐賀県版人権教材の作成

## ～ジンちゃん ケンちゃんといっしょに学ぼう～

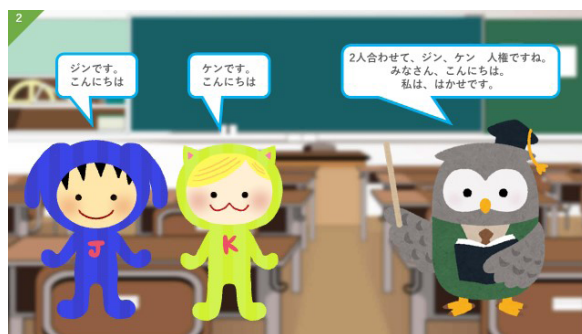
### はじめに

佐賀県教育委員会では、「特別の教科 道徳」で活用できる佐賀県版人権学習教材を、令和元年度に作成（令和3年度に一部改訂）しました。この教材は、県内の小・中学校の教室に設置されている電子黒板を活用するデジタル教材で、発達段階に応じた13の教材を収録しています。県が作成する人権教材集としては、初めてのオリジナル教材です。



教材のパッケージ

キャラクターは、左からジンちゃん、ケンちゃん、はかせ



キャラクターの登場場面（上）とワークシート（下）の一例

また、より身近な学びとなるよう、佐賀県の地域性を前面に出しています。実際にあった地域の昔の話や、県内に住んでいる人々が登場し、映像を通じて子どもたちは多様な人たちと出会うことができます。その中には、人権課題の解決に向けて取り組み、ご自身の体験を語られる方や中学生、高校生も登場します。県内で生きる人たちの生き方に学ぶことで、人権問題を遠い他人事の問題としてではなく、より身近に感じ、考えを深めることをねらいとしました。

### 1. 教材について

教材は3人のキャラクターが登場し、数多くの映像や写真、イラストがあり、楽しみながら意欲的に学べる構成になっています。学習過程には「問い」の部分を設定しているので、子どもたちに考え、議論させることができます。ワークシートに書いたり、グループで話し合ったりする時間を設定することで、「主体的・対話的で深い学び」を目指しています。



中学2年生用教材「部差差別って何？」の一場面

さらに、教材には国際的な基準の人権知識を系統的に配置するなど、教職員も児童生徒と一緒に学ぶことができる内容となっています。

小学校教材では普遍的な視点からのアプローチを、中学校教材では、個別的な視点からのアプローチを行うつくりとされています。中学校では、性差別の課題（男女共同参画）、LGBTsの課題、外国にルーツをもつ子どもたちの課題（多文化共生）、部落差別の課題の4つの個別的な人権課題を取り挙げています。



中学3年生用教「男女共同参画社会をめざして」の一場面（上下とも）

### 〈収録している教材コンテンツ〉

#### 【小学校】

- 1年 どうすれば たのしくあそべるかな？
- 2年 おなじとちがい
- 3年 公平・不公平ってどういうこと？
- 4年 決めつけて何だろう？
- 5年 合理的はいりよってどういうこと？
- 5年 偏見って何だろう？
- 6年 よりよい社会をつくるために
- 6年 子どもの権利を学ぼう

#### 【中学校】

- 1年 性の多様性
- 1年 いろいろな愛のカタチ・性のカタチ 〈前編・後編〉
- 1年 違いを豊かに
- 2年 部落差別って何？ 〈前編・後編〉
- 3年 男女共同参画社会をめざして

## 2. この教材を通した5つの学び

### (1) 「差別される人は、かわいそう」という認識の克服

差別の厳しさを強調する授業は、子どもたちに「差別される人はかわいそう」という印象を植え付けることがあります。差別は確かに過酷な状況を生み出しますが、そんな状況にあっても、当事者が立ち上がり声を上げ、社会をよりよく変えてきました。その現実を目を向けさせ、社会の一員としてこれからの社会のあり方を考える力が付くことをねらいとしました。



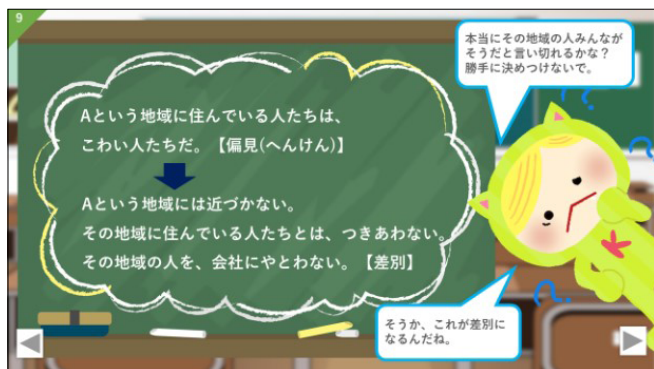
中学2年生用教材「部落差別って何？」の一場面

### (2) 自分の権利についての学び

すべての教材に、「自分を大切に」というメッセージを込めています。社会的弱者である「子ども」は、「大人」との関係で意見を聞いてもらえなかったり、何かを強制されたり、体罰や虐待、暴力などにさらされたりすることも考えられます。自分の権利が尊重されてこそ、他者の権利を尊重しようという意識が生まれると考えています。

### (3) 差別と偏見についての学び

世界的に見ると、「差別心」や「差別意識」は「偏見」と表されるという考え方があります。偏見とは、ある集団や個人に対して、客観的な根拠なしに抱かれる非好意的な先入観や判断のことを言います。差別と偏見に対して、正しく理解し、無自覚に差別に加担しないための力をつけることをねらいます。

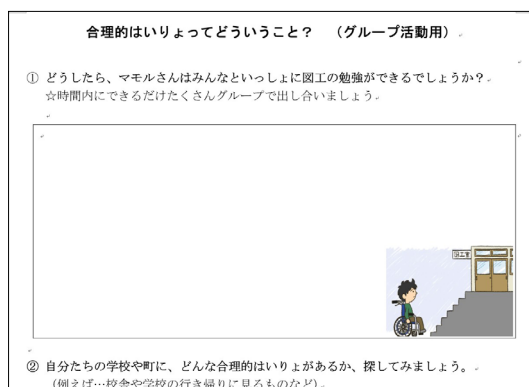


小学5年生用教材「偏見って何だろう?」の一場面

#### (4) 「公平」についての学び

「公平」とは、「みんな同じように扱うこと」というように解釈されることがありますが、厳密には違うと考えます。「公平」という概念には、結果の平等を促進するために、差別を是正するという意味が含まれることにも教材の中では触れています。

合理的配慮についても同様です。障害者の権利条約は、「障害は本人の機能的なものだけでなく、社会が作り出してきたものである」との認識から、障害者を取り巻く環境、制度、人々の偏見が変わらなければならないという考え方に転換してきました。すべての人が社会参加できるように、個々に応じた調整や対応をすることを「合理的配慮」ということが理解できるような教材のつくりになっています。



小学5年生用教材「合理的はいりよってどういこと?」ワークシートの一部



小学1年生用教材「どうすれば たのしくあそべるかな?」の一場面

#### (5) 社会に目を向けた問題解決力

人権教育は「思いやりの教育」と言い換えられることがあります。しかし、差別はやさしさや思いやりという心の問題だけでは解決しないことがあります。人権についての概念を学び、社会の仕組みや法律、制度、慣習、社会意識について、多面的な視点から捉え、これからの社会のあり方や自己の生き方を考えていくことが求められます。本教材は、答えが一つではない社会の課題に対しても、多様な考えを出し合うことで解決しようとする力をつけていくものとなっています。

### 3. 教材開発の背景 ～おわりに～

2018年度から小学校、2019年度から中学校で「特別の教科 道徳」が本格実施となりました。教科化に伴い、道徳科でも人権学習を充実させていくことが必要という学校現場からの声が多く寄せられました。本県教育委員会では、理論研究および道徳科の目標に合致する新たな教材が必要という考えのもと、佐賀大学教育学部 松下一世教授(当時)との共同研究を実施することにしました。その研究において、松下教授を筆頭に学校現場の先生方をメンバーとした教材開発プロジェクトチームを立ち上げ、作成に至りました。

この教材の活用を通して、児童生徒物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深めていく「考え、議論する道徳」が具現化できるものと考えています。全ての学校で、差別と偏見を無くすための人権学習、人権尊重の大切さについて考える教育を推進し、本県における人権・同和教育の実践を深化・発展させていきたいと考えています。

